

「美濃加茂市福祉型児童発達支援センターの
設置及び管理に関する条例（案）」意見募集結果

1 目的

法の改正に伴い、平成24年4月1日から18歳未満の障害児通所支援及び入所支援は、児童福祉法のもと、市町村が主体となって児童の発達支援体制の整備を進めていくことになりました。

これまで、美濃加茂市の独自施設として事業を行っていた「カナリヤの家」をこれを機に福祉型児童発達支援センターとして、法律に基づいた施設として整備することを目的に「美濃加茂市福祉型児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例（案）」を制定することにしました。この案について、広く市民の方から意見を求め、参考とするため、パブリックコメントを実施しました。

2 実施期間

平成24年10月10日（水）～11月9日（金）

3 周知方法

- (1) 広報みのかも10月1日号にパブリックコメントの実施について掲載
- (2) 市役所本庁舎1階 健康福祉部こども課で条例（案）の閲覧実施
- (3) 市ホームページに条例（案）を掲載

4 意見の提出状況

- *意見提出者 2名
- *意見提出件数 7件

5 提出された意見と市の考え方

<ご意見1>

該当箇所	条例制定の趣旨
意見内容	カナリアの家が児童福祉法の改正に伴い、法に基づいた施設として整備することになったと明記されているが、いつの時点でどのようにして決定したのか。
ご意見に対する市の考え方	障害児を対象とした施設・事業は今まで、施設は児童福祉法、事業は障害者自立支援法に基づいて実施されてきましたが、平成24年4月1日から一元化され、18歳未満は施設も事業も児童福祉法のもと実施されることになりました。 カナリアの家は、他市の通所施設と比べても指導内容は充実していますが、市単独の事業のため国、県からの補助金は受けておらず、この規模の施設としては異例でした。 このため、この法改正を機に法に基づいた施設としてさらに充実させるため平成23年度から検討を始め、平成24年8月16日の総合政策審議会で承認されました。今後は条例制定について12月議会に上程し審議をしていただきます。

<ご意見2>

該当箇所	条例制定の趣旨
意見内容	また、既存のカナリアの家の目的は、発達に何らかの遅れのある児童、またはそのおそれのある児童への養育を行う施設であるが、今後は福祉型児童発達支援センターとして整備する「新カナリアの家」は、日常生活における基本的 動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などより充実した療育を行う施設として整備すると明記されているが具体的にどう違うのかお聞きしたい。
ご意見に対する市の考え方	児童福祉法第6条の2第2項には、児童発達支援センターの内容として「日常生活における基本的動作の指導、・・・」と規定されており、これを引用しました。 昨今は発達障害など人とのコミュニケーションがうまく取れない児童が増えており、低年齢からの集団生活適応訓練を重点化したいと考えています。

<ご意見3>

該当箇所	第5条 カナリアの定員
意見内容	一日あたり30人を予定していると明記されていますが、既設のカナリアの家は、昭和52年に定員30人で開設後年々増加し、昨年度は70人の定員を超える100人の子どもが通園している実績があります。一日あたり30人と定員100人との違いはなんでしょうか。
ご意見に対する市の考え方	カナリアの家の新しい制度では、保護者と市が利用契約を結ぶことが必要となり、事務手続き上、利用できる一日当たりの人数を定員として定めています。基本的には一人週1時間ですので、1日の利用定員30人では、140人程度の児童が利用可能となります。

<ご意見4>

該当箇所	第8条 利用制限
意見内容	利用制限の条文に、「定員を超えたら」を追加したらどうでしょうか。 以上4項目について意見を提出しますので、よろしくご回答お願いします。 なお、私はカナリアの家の実績を高く評価している一人です。子ども達の健やかな発達を促すため、早期に子どもに適した指導をすることは重要であると思っています。この度の改正により、既設のカナリアの家以上に良くなることを期待しています。
ご意見に対する市の考え方	利用制限については、利用している人が感染性の疾病にかかった時等利用できない場合を文章化したものです。定員については規則で定めますが、職員数や施設の最低基準もありますので、超えては受け入れられないと思います。

<ご意見5>

該当箇所	条例制定の趣旨
意見内容	事業の対象者について（療育の延長） カナリアの家では専門性の高い先生方の療育が早い段階から受けることができ、対象児にも親にとっても、大きな存在となっています。ようやく道筋がたってきたところに学校へ入学となり、訓練を終了せざるを得ないのが大変残念です。小学生低学年くらいまで訓練を継続していただけるとありがたいです。 この近隣では唯一であった木澤記念病院の子どもの言語療法もこの年末で終了

	<p>することになりました。病院の専門療育訓練もなくなり、さらにカナリヤの家に求められる専門性は大きなものだと感じます。訓練児童の増加、施設的なこと、受け皿のことなどからすると厳しいかとは思いますが、何らかの支援を必要とする親子が、身近な市内で専門訓練が広く受けられることを望みます。</p>
ご意見に対する市の考え方	<p>カナリヤの家が発達支援センターとなることで、対象児童が小学校まで拡大されることを期待する声がありますが、就学前の対象児が増加している現在、小学生まで延長することは難しいのが現状です。木沢記念病院の子どもの言語療法が年末で終了することも聞いています。児童が市内で専門的な療育が受けられるよう行政としても働き掛けていきたいと思えます。</p>

<ご意見6>

該当箇所	<p>条例制定の趣旨</p>
意見内容	<p>・18歳までの相談事業（三者間の連携、保護者支援）</p> <p>また現状ではカナリヤの家は就学前までの利用となり、その後は学校教育に委ねられるわけですが、社会性に問題を抱える子は学校に上がってから更に支援を必要とします。保護者は保育園の先生方などから発達を指摘されてカナリヤの家へ通園することが多いでしょうが、保護者は核心部分を理解できずに発達の遅れや個性として捉えているケースは多くあります。しかし、学校に上がると実にさまざまな問題が表れてきます。もちろん学校の担任、コーディネーターの先生方が相談にのってくださいますが、保護者と学校側の本当の意味での連携は必ずしも良い状態ではありません。家庭の事情や子供に対する理解の温度差などが複雑に絡み、担任の先生のお力だけでは解決できない問題はたくさんあり、先生の負担は大きいように思われます。時には保護者と先生がすれ違ってしまうこともめずらしくなく、入学と同時に支援が途切れるケースもあります。そうしている間にも子供の学年は上がり、問題も大きくなってしまいます。カナリヤの先生の豊富な経験、高い意識と専門性で療育してくださってきたことが小学校へ繋がっていないことが残念に思われます。カナリヤの家を発達支援センターという形で、保護者、学校と三者間で連携することで冷静に子供を見つめ、その時々最善の支援を模索し合い、幅広い年代で発達相談が受けられる機関になってもらえることを希望します。県単位、圏域にも発達支援センターはありますが、幼い頃から通園していることで本人の成長段階を追ってもらえることができ、相談しやすいということもあります。保護者としてみますと、この「相談のしやすさ」というものがとてもありがたいのです。発達に何らかの問題のある子は二次的な障害を生じやすく、一次障害が原因ではなく二次障害が原因でひきこもりやニートに繋がってしまうことを指摘される専門家は多くいます。そうなってしまったからの支援ではなく、そうなる前の小学生時代という基礎部分への厚い支援をお願いいたします。</p>
ご意見に対する市の考え方	<p>今回の発達支援センターへの移行では、児童発達支援のほか、保育所等訪問支援も事業としています。この保育所等訪問支援では、就学前の支援方法を引き継ぐなど円滑な移行を図る必要がある等の場合には小学校への訪問も想定しており、支援内容は、①障害児本人に対する支援、②訪問先施設の職員に対する支援（支援方法等に関する情報共有や指導等）の専門的な支援を行うことです。</p> <p>限られた職員で行いますので、十分とはいえないかもしれませんが、保護者・小学校・カナリヤの家が連携して子どもたちを支援していきたいと考えています。</p>

<ご意見7>

該当箇所	条例制定の趣旨
意見内容	<p>・集える場づくり（親子の居場所）</p> <p>特別な支援を必要としている親子に対して 年に数回の1～2時間でも カナリヤの家の園庭を開放していただけないでしょうか。特別な支援を必要としている子とその親が孤立しないような場が欲しいという希望があります。親同士が繋がることで情報交換ができ、前向きな子育てに繋がるができると思います。どうぞよろしく願いいたします。</p>
ご意見に対する市の考え	<p>親同士がつながり情報交換することはとても重要なことだと考えます。現在、障害児を持つ親の会として「きらきら星の会」がありますが、この他にもお子さんの症状や年齢など共通の悩みを持つ親さん同士で話をする必要だと思いますので、カナリヤの家を利用したいときにはお申し出ください。協力させていただきます。</p>

※問合せ先 健康福祉部こども課 電話 25-2111（内線313）